

## 「市民活動サロン」利用の手引き

### ○「市民活動サロン」とは？

令和4年3月31日で市民活動を支援してきた新居浜市まちづくり協働オフィスが休館となりますが、4月1日からは市民活動団体が自由に交流や情報交換する場を引き続き提供することにより、地域課題を自らの問題として主体的に活動する団体の活動を支援するとともに、他の市民団体や企業、行政との連携を促進し、豊かな市民社会づくりの推進を図ることを目的とした「市民活動サロン」としてリニューアルします。

#### 1 場所、開館時間

##### (1) 所在地

新居浜市繁本町 8-65

新居浜市市民文化センター別館1階

(旧 新居浜市まちづくり協働オフィス)

##### (2) 開館時間

月曜日～金曜日 10:00～17:00

(開館日は新居浜市市民文化センターの  
開館日に準じます)

夜間、土日祝の開放はありません。



#### 2 運営主体

新居浜市地域コミュニティ課が運営します。サロン内にスタッフはおらず、無人での運営となります。

### ○利用団体の登録について

地域コミュニティ課に団体登録申込みをし、審査後に登録決定した団体(以下、登録団体)が利用できます。新居浜市まちづくり協働オフィスに登録していた団体も、あらためて登録が必要になりますのでご注意ください。

登録対象は新居浜市内で公益的なまちづくり活動を行う3名以上の団体としますが、以下に該当する団体は対象外とします。

##### (1) 営利目的

##### (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの

##### (3) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党の推薦、支持、反対などを目的とするもの

##### (4) 暴力団又は暴力団やその構成員等の統制下にあるもの

### 【登録手順】

- ①「**市民活動サロン利用団体登録申込書**」に、団体の規約・定款など、団体の活動がわかる資料(チラシ、パンフレットなど)を添付して、地域コミュニティ課に提出してください。
- ②地域コミュニティ課で審査を行い、登録の可否を決定し、通知します。
- ③登録日より、市民活動サロンの各種サービスを利用できます。

まずは団体登録を！



### ○「市民活動サロン」でできること

**以下1～5のサービスを利用するには、団体登録が必要です。**

#### 1 ミーティングスペースの利用（無料、要予約）

- ・団体活動や打ち合わせ、作業スペースとして無料でご利用いただけます。
- ・予約時間帯は、①10：00～12：00、②13：00～15：00、③15：00～17：00 の3区分とします。
- ・ミーティングスペースはAとBがあり、同時に最大2団体まで利用可能です。

### 【予約手順】

- ①地域コミュニティ課に利用希望月の3か月前より電話・メールで仮予約できます。
- ②利用日の1週間前までに「**ミーティングスペース予約申込書**」を地域コミュニティ課に提出してください（メール、FAX可）。これで本予約完了です。原則として先着順とします。
- ③利用後に「**ミーティングスペース使用報告書**」に利用状況等を記載し、地域コミュニティ課に提出してください。

#### 2 コピー機、印刷機の利用（有料、予約不要）

##### (1) コピー機

- ・コピー機能のみ利用できます。プリンター機能は使えません。
- ・利用料金は用紙代込みで、白黒・2色カラー＝5円/枚、フルカラー＝10円/枚です。
- ・利用時は、あらかじめ団体ごとに登録したパスコード（数字5桁）を入力してご利用ください。
- ・コピー機に基本的な操作マニュアルを備えていますのでご確認ください。
- ・利用料金は後払いです。利用枚数はコピー機のカウンターにて管理します。月末締めで、翌月上旬に地域コミュニティ課より送られる納入通知書で納入してください。

## (2) 印刷機

- ・印刷用紙は持ち込みとします。
- ・印刷後、使用したマスター枚数と印刷枚数を「**印刷機使用報告書**」に記入してください。  
記入した報告書は、地域コミュニティ課に提出してください。
- ・利用料金は、次のとおりです。  
B4 以下 マスター：50 円／枚、印刷：100 枚ごとに 50 円  
A3 マスター：100 円／枚、印刷：100 枚ごとに 100 円
- ・印刷機に基本的な操作マニュアルを備えています。
- ・利用料金は後払いです。利用枚数は「印刷機使用報告書」記載の枚数にて管理します。月末締めで、翌月上旬に地域コミュニティ課より送られる納入通知書で納入してください。

## (3) その他

- ・消耗品類（コピー用紙、インク、マスター）の補充は登録団体にて行ってください。わからないことは地域コミュニティ課にお尋ねください。

## 3 機器の貸し出し（無料、要予約）

プロジェクター（2 台）、スクリーン（2 台）、アンプ&ワイヤレスマイク（1 セット）について、貸し出しを行います。

### 【予約手順】

- ①利用日の 1 週間前までに「**機材利用申込書**」を地域コミュニティ課に提出してください（メール、FAX 可）。
- ②借りる機器の受け渡しは、市民活動サロンで行いますので、機器の借り受け日、返却日には現地にお越しください。

## 4 Wi-Fi

サロン内の Wi-Fi は無料で利用可能です。パスワードはサロン内に表示しています。個人や団体のパソコン、タブレット、スマートフォン等を持ち込んでのネット接続が可能です。

## 5 情報の発信、提供

- ・登録団体が開催するイベントや行事、各種募集、お知らせ等の情報発信を地域コミュニティ課がお手伝いします。情報掲載を依頼するときは、「**情報発信依頼票**」を地域コミュニティ課に提出（メール、FAX 可）してください。なお情報発信で利用する媒体は、新居浜市ホームページと Facebook です。
- ・市民文化センター別館通路の掲示板へのポスター等の掲示やパンフレット台への配架、及び撤去は、登録団体が行ってください。

## ○「市民活動サロン」利用上のご注意

- ・各種申込書、報告書等は、サロン内にも備えつけるほか、「市民活動サイト」（新居浜市ホームページ）からダウンロードしてご利用いただけます。
- ・ごみ箱は設置しませんので、使用中に出たごみは各団体が持ち帰ってください。
- ・掃除用具庫にあるスティック式掃除機は使用可能です。利用後は掃除、整理整頓をお願いします。登録団体の皆さんで気持ちよく利用できるようにご協力をお願いします。

### 【お問い合わせ】

〒792-8585 新居浜市一宮町 1-5-1  
新居浜市市民環境部地域コミュニティ課  
電話：65-1218  
FAX：65-1255  
Mail：chiiki@city.niihama.lg.jp

